

議案第15号

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月19日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「職員として引き続いた在職期間」を「次に掲げる在職期間」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして市長が定める在職期間

第7条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員

となったときにおける、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国又は地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月額）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

第19条第2項中「職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）（以下この項において「職員以外の地方公務員等」と総称する。）」を「職員以外の地方公務員等」に改める。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第14項を削る。

（山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年山陽小野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中山陽小野田市職員の退職手当に関する条例附則第5項の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第15号 参考資料

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2（略）</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項本文の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。</p> <p><u>(1) 職員としての引き続いた在職期間</u></p>	<p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2（略）</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、<u>職員として引き続いた在職期間</u>に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項本文の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。</p>

(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして市長が定める在職期間

(勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったときにおける、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者

(勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～4 (略)

<p><u>の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間</u> <u>(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国又は地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月額)</u>は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員が引き続き<u>職員以外の地方公務員等</u>となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給</p>	<p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員が引き続き<u>職員以外の地方公務員又は国家公務員</u> <u>(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)</u> (以下この項において「職員以外</p>
---	--

の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

附 則

1～4 (略)

(退職手当の調整)

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6～13 (略)

の地方公務員等」と総称する。)となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

附 則

1～4 (略)

(退職手当の調整)

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6～13 (略)

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給の適用を受ける職員)

14 第19条第2項の規定は、職員が、引き続いて宇部・山陽小野田消防組合職員になる場合に限り適用する。

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第8項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第8項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その</p>

者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額) にそれぞれ 100分の83.7 (当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては 104分の83.7) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第8項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額) にそれぞれ 100分の87 (当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては 104分の87) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第8項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。